

全国 35 地域をネットで繋いだ 総会・原告交流集会、大成功！

北海道から沖縄までの原告、笑いあふれる顔、顔、顔

6月26日(土)午後から、オンラインにて第6回総会と第3回原告交流集会が開催されました。2020年はコロナ禍で集まることが難しかったため、2年ぶりの開催でした。原告がいる29都道府県を含む35地域から180人もの原告、支援者、弁護士がネットでつながりました。原告がいるすべての都道府県が参加したのは今回が初めてであり、画期的です。

第6回総会后、原告交流集会は、画期的勝訴を勝ち取った大阪の原告・支援者・弁護士による座談会(第1部)、高裁で闘う札幌、福岡、名古屋からの報告(第2部)、全国各地からの発言(第3部)が行われました。



第1部 大阪座談会：画期的な判決のあの日のこと・・・



上段左から山口さん、進行の鈴木さん、雨田さん
下段左から小寺さん、弁護士の和田さん

座談会は、原告の小寺アイ子さん、支援者の雨田信幸さん、弁護士の山口博史さんが、判決日やこれまでの運動を振り返りました。小寺さんは、「裁判所に入ったとき、なんだか『勝つな』と思った。小久保先生が小さくガッツポーズをとったのを見て、勝ったと思った。涙が出た」。雨田さんは「勝った！どないしよう！？と思った」。山口さんは「長い時間かけてきた裁判。緊張した。認められたんだ！？聞き間違いではないんだと確信した」と話しました。温かなエピソードが話されるたび、笑顔がこぼれます。

原告の小寺さんを、雨田さんと山口さんは「やさしい人」「声をあげることの大切さを知っている人」と高く評価しました。そして、雨田さんは「裁判は長い期間の取組みだからこそ、運動に参加することで原告の方々が変わっていくことが、支援するわたしたちの励みになった」と振り返りました。

最後に「全国の皆さんに伝えたいことは」の質問に、小寺さんは「大阪の勝訴は全国に影響を与えたい、これからも大阪の勝訴をいかしていきたい。皆さん、これからも宜しくお願いします」。山口さんは「高裁に向けて頑張る。この裁判は、日本に暮らす人々の問題。各地域と協力して頑張っていきたい」と力強い言葉で締めくくりました。

第2・3部 決意や連帯、希望の声が

北海道：大阪から流れは来ている、と思って判決に臨んだが残念な結果だった。でも北海道の関係者はみんな明るい。勝訴を祝えるようまだまだ頑張りたい。



福岡：2013年から保護費が下がり続けている。息子との二人暮らしで毎日が大変。負けられない。

愛知：昨年6月の判決は物価偽装を丸ごと認める、最低最悪な判決だった。この裁判、絶対に負けるわけにはいかない。全力でたたかいたい。一緒に頑張りましょう。

埼玉：同世代の原告が突然亡くなった。枕元には大阪地裁判決を知らせる新聞があった、と関係者に聞いた。最後の最後までたたかっていきたい。



三重・宮崎さん：勝訴判決を勝ち取り、引き下げられた分の保護費が返還されるという夢を見た。これを夢で終わらず、正夢となるようにみんなの力で勝ち抜きたい。

石川：先日結審して、判決は11月。公正な審理を求める署名にとりくんでいる、ぜひ協力いただきたい。

沖縄：これから一斉署名に取り組んでがんばっていく。

和歌山：コロナ前、口頭弁論の後はバイキング形式の食事をしながらわいわい楽しんでいた。勝訴判決がでたあかつきには、盛大なパーティーをしたい！と話してる。

岡山：裁判所に原告の実態を知ってもらいたく、自宅を見てほしいと申立てをした。また精神疾患と貧困との関係について、精神科医の意見書を作成してもらう。

滋賀：2018年の引き下げについて、審理委員が処分取り消しの画期的な裁決を出している。今後の動向に注目していきたい。

愛媛：本日、会場に16名が参加。昨年行なった講演をブックレットにして普及している。大好評。この間亡くなられた原告が何人もいる、その方の分もがんばりたい。

広島・中村さん：本人尋問がぼちぼち始まる。みなさんの

協力でがんばりたい。

京都：9月の判決に向けて、みんなの思いが届くことを祈っています。勝訴して尾藤先生と抱き合いたいです。

富山：原告のおひとりが亡くなった。連れ合いの方が原告を継承してくれた。体調不良を押して裁判に参加してくれている。弁護団を含めて、身体に気をつけてがんばっていききたい。

千葉：いろいろな事情があって利用に至っているのに、引き下げにより当たり前の生活を奪われた。原告を孤立させないように支えていきたい。

奈良：ほぼ毎回、傍聴席が埋まっている。しぶとさだけは負けない。

兵庫：いまの保護基準は、最低生活費を満たしていない、と主張している。公正な審理を求める署名にとりくんでいるが、思うように集まっていない。ぜひ協力いただきたい。

秋田：裁判官に対して、引き下げは厚生労働大臣の裁量と言わせないよう実態を訴えていきたい。

静岡：最後の最後まで一緒にがんばりましょう。

神奈川・加賀さん：原告の尋問が予定されているが、被告の反対尋問がたった5分となっている。やる気を感じられない相手に負けられない。

群馬：大阪地裁では一蹴された意見書が被告から出ている。長野県からの傍聴支援が嬉しい。

鹿児島：足に障害があるが、夏や冬もエアコンは使わない。裁判に勝ちたい。

宮城：原告1人の小さな組織。結審が近づいているので、論点を絞って主張している。

青森・神さん：最近報道機関に取り上げられることが増えた。各地に習って利用者の実態を裁判所に訴えることに注力したい。



熊本：全国の皆さんと歩調を合わせて頑張っていきたい。

東京：全国アクションへの加盟に向けて意思統一していく。全国のみなさんと連携して頑張りたい。

みんなで勝ち取った大阪地裁判決を力に前へ！ 第6回総会で新たな活動方針が承認されました

「いのちのとりで裁判全国アクション」は、12年にわたる老齢加算廃止に対する裁判闘争の教訓を受け継ぎ、全国的な支援組織として2016年11月に立ち上げました。しかし、組織の拡大と財政基盤の強化が課題を克服できないままになっています。

その中でも、各地の支援する会に「全国アクション」への加盟や、運営委員の選任を改めて呼びかけたことで、運営委員会で全国的な交流と最新の情報が交換できることになりました。このつながりを生かして、生活保護についての運動を盛り上げ、世論を変えていく必要があります。

とりわけ、コロナ禍の中で生活保護制度の重要性が再認識されており、マスコミ報道でも扶養照会や、「水際作戦」など、生活保護が権利になっていない現実を問題視する報道が続いています。たとえば、「生活保護法」ではなく「生活保障法」に変えるなど、より権利性を高めるようにするとともに、生活保護バッシングを許さない世論づくりにも努めます。

2021年2月22日に、61年ぶりとなる保護基準本体での原告勝訴の判決となった大阪地裁判決は、老齢加算の裁判での最高裁判決の枠組みに照らして、厚生労働大臣の裁量には逸脱・濫用があると断じました。私たちは、この大阪判決を最大限生かして、下記の重点方針のもと各地での裁判のたたかいを進めていきます。



【重点方針】

1. 全国的な署名行動、各地裁・高裁への署名に取り組む
2. 弁護団の活動を支えるため、財政的な支援に取り組む
3. 各地で地元議員への要請、候補者アンケートの実施など、記者会見も含めたマスコミへのレクチャーの実施
4. いのちのとりでニュースの定期発行や SNS での発信など広報活動の強化
5. メーリングリストの活用などにより、各地の交流を推進する
6. ホームページの活用を呼びかけるとともに、さらに内容を充実させる
7. 作成したリーフレットの活用・普及
8. 25条バッジや、いのちのとりでのぼり、証人尋問記録集の普及

以上のような経過報告と活動方針とともに、決算報告や予算案、役員体制について、拍手による承認で全ての議案が確認されました。今後、新しい活動方針、予算案、役員体制のもとで全国アクションとして活動していきます！

みなさんの力で財政支援を！

これまで訴訟に関する経費は全国の弁護団が自発的に拠出したり工面したりしてきました。しかし、本来ならば支援団体が運動の一環として位置づけをし、財政的に支えることが求められるものではないでしょうか。その点について各地の支援する会とも意思統一を図り、当アクションとしても訴訟を支えるために財政的に寄与するようにします。裁判勝利に向け、ぜひみなさんで盤石の財政基盤をつくってまいりましょう！

～お願いする金額～

団体：一口あたり1万円

個人：一口あたり1000円

※団体、個人ともにぜひ複数口お願いいたします)

口座名義人：いのちのとりで裁判全国アクション

(いのちのとりでさいばんぜんこくあくしょん)

《ゆうちょ銀行をご利用の場合》

・記号番号 14090-50001101

《他の金融機関からのお振り込みの場合》

・店名 408(ヨンゼロハチ)

・店番 408

・預金種目 普通預金

・口座番号 5000110

《問い合わせ先》

当アクション事務局(弁護士 吉田雄大、あかね法律事務所、電話 075-252-0086)

または、アクション事務局メール

inotori25@gmail.com

第6回総会で承認されました

新しいメンバーからのご挨拶

共同代表



元龍谷大学教員、大阪市立大学名誉教授
木下 秀雄

6月26日の「いのちのとりで裁判全国アクション」第6回総会で、共同代表の一人にぐわえていただいた木下です。「引き下げアカン！大阪の会」の代表をしています。大阪では、今年2月の勝訴判決を受けて大阪高裁でも勝訴を勝ち取るため、やれることはすべてやる取り組みをしています。

全国29地裁で始まった訴訟は、今後高裁で4つ、地裁で26の判決が続きます。統計数字を、支配の側の都合のいいようにごまかして生活保護行政をゆがめるということは絶対に許せません。これは、今、コロナ禍対応で見られる、科学を無視して自分の思惑に合わせて政治をおこなうことと共通していると思います。

コロナ禍で生活に困窮する人たちが増えています。生活保護が果たす役割がますます大きくなっています。生活保護を多くの人が利用しやすいものに改善することと合わせて、政治的思惑で生活保護基準を引き下げるといふ非道な行為をぜひ裁判でも断罪したいと思います。

これから暑くなります。コロナ禍もまだ収まらないでしょう。元気でいること自体が闘いです。裁判闘争を元気に楽しく、そしてしぶとくやり抜きたいと思います。

事務局員



生存権がみえる会・社会福祉士
田中 武士(写真左)

新たに事務局に加わりました田中と申します。三重県の医療福祉施設でソーシャルワーカーをしています。これまで日々の業務でも生存権を守り、いかす活動を大切にしてきたつもりですが、いのちのとりで裁判のたたかいは、まさに生存権保障を後退させることなく発展させるためのものだと思います。これはぜったいに譲れないものです。微力ではありますが、自分にできることを探しながら、全国の原告や弁護団、支援者の方々と協力してこの運動をさらに盛り上げていきたいと思っています。皆さま、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

いのちのとりで裁判愛媛アクション・愛媛大学教授
鈴木 静(写真右)

正式に事務局員に加わりました鈴木です。情勢が厳しいときほど、運動は楽しく工夫をこらして取りくみたいと思っています。これからも事務局員から、各地の皆さんへ運営委員会や集会のご参加を呼びかける電話をいたします。気の小さいシャイな事務局員ばかりですので、ドキドキしながら電話しています。お願いですから冷たくしないでください。そして、引き続き運動への積極的なご参加をお願いします。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。